

市立豊中病院総合評価一般競争入札心得

(目的)

第1条 市立豊中病院（以下「病院」という。）の総合評価一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、豊中市病院事業会計規程（平成23年豊中市事業管理規程第10号）その他の法令等に定めるもののほか、告示、総合評価一般競争入札説明書及びこの心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、入札予定金額の100分の3に相当する額以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、病院を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのちに、落札者に対しては契約が確定したのちにこれを還付する。

4 落札者が、契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、病院に帰属する。

5 入札保証金の納付を免除された場合で、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札に際し、病院の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共機関との契約の相手方にふさわしい入札参加者として入札にのぞまなければならない。

2 施行令第167条の4の規定に該当する者は、入札に参加することはできない。

3 入札参加者は、告示、総合評価一般競争入札説明書、この心得、仕様書、図面、設計書、現場説明書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、設計書、現場説明書等（以下「仕様書等」という。）について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

4 告示4（1）による仕様書等の配付を受けない者又は仕様書等の受領を拒否した者は、競争入札参加を辞退したものとみなす。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札者は、その提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書等を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格（価格以外の評価項目における提案を含む。以下「入札価格等」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格等を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り

やめることがある。

- 2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書等が所定の日時を過ぎて到着した入札
- (2) 入札書等中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (3) 入札書等に記名押印がない入札
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書等を提供した入札（仕様書等で入札書等を複数通提出するように指定された場合を除く。）
- (5) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足がある入札
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しない入札
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して行った入札
- (8) 入札者の資格のない者が行った入札
- (9) その他入札の手續に違反した入札

(入札書等の取扱い)

第8条 入札参加者が連合し、若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第9条 病院が指定する期日までに提出する事と指定した書類を病院が受理したとき当該落札候補者を落札者とする。

(競争入札における評価点に差がない場合の落札候補者の決定)

第10条 総合評価の結果、評価点に差がなく二者以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第11条 落札者は、病院から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（豊中市の休日を定める条例（平成2年4月2日条例第11号）に規定する市の休日を含まない。）に、契約に必要な書類を添付して、これを病院に提出しなければならない。ただし、病院の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

(契約の確定)

第12条 契約は、豊中市病院事業管理者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、告示、総合評価一般競争入札説明書、この心得、図面、設計書、仕様書、現場説明書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(令和6年10月11日 実施)